

**9条改憲の流れを絶て！
自民党改憲を許さないキックオフ院内集会（2022年2月3日）**

**改憲論議の作法と9条擁護の理由
—いまこそ憲法が生きる政治を—**

愛敬浩二（早稲田大学）

はじめに

(1) 愛敬浩二『改憲問題』ちくま新書・2006年

私もこの「理想主義」に基づく9条擁護論の重要性を認めることに吝かではない。しかし、私はここで、改憲派の「現実主義」に9条の「理想主義」を対峙させるのではなく、現代の国内政治・国際政治における「9条の効用」を明らかにし、いま「護憲」であることこそ、「現実的」なのだと論じてみたい。

(2) 本日の講演の柱

- I 日本の改憲論議の特徴と問題点
- II 「改憲論議の作法」を議論する意味
- III 9条擁護の理由
- IV 9条改憲の国際的市民社会への影響

CHIKUMA SHINSHO

—私もこの「理想主義」に基づく9条擁護論の重要性を認めることにやぶさかではない。しかし、私はここで、改憲派の「現実主義」に9条の「理想主義」を対峙させるのではなく、現代の国内政治・国際政治における「9条の効用」を明らかにし、いま「護憲」であることこそ、「現実的」なのだと論じてみたい。

I 日本の改憲論議の特徴と問題点

(1)自民党が日本国憲法の正統性・正当性を受け入れていない

But 国民の多くが日本国憲法を（それなりに）受け入れた

→改憲派の議論は改憲の中身を問わずに改憲 자체の意義を強調

Cf. 押しつけ憲法論、憲法化石論、改憲タブー論、国民主権の実践論

護憲・改憲の対立を超えた「第三の道」論

(2)グローバル化の下での「政策選択の幅」の縮小

Cf. コリン・クラウチ『ポスト・デモクラシー』(青灯社・2007年)

「先進工業国の大半において、どんな政党が政権に就こうと、**国の政策には富者の利益になるよう一定の圧力が継続的にかけられる**」

「繁栄している企業のほうが知識面で政府より優位であるとの考えが議論の余地ないイデオロギーと化している」

(3) 政治改革の「成果」としての「責任ある野党」と改憲論議

① 小選挙区比例代表制 + 政党助成制度 → **与党で居続けることの意義**

② 2021年総選挙における「政権交代オブセッション」

* 政府・与党の権力濫用を抑止することも選挙・野党の役割

③ 「責任ある野党」の振りをするための改憲スタンス

(a) 「政策選択の幅」が狭い中で政策論議をしている振りができる

(b) 国民やメディアに対して「現実的」政党であると自称できる

(c) 政府・与党 (+ 経済界) から褒めてもらえる (かもしれない)

→ 空疎な改憲論議が無責任に行われる危険性は非常に高い

Ⅱ 「改憲論議の作法」を議論する意味

(1) 改憲論議をする際の心構え——樋口陽一の言葉

「改憲論をめぐる争いは、その社会のその時点での、最高の政治的選択なのです。どんな人たちが何をしたくてそれぞれの主張をしているのかを見きわめたうえで、賛否を決めるべき課題なのです」（憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』岩波新書・2004年）

(2) 「憲法論議」と「改憲論議」の区別

憲法論議：主権者である国民が、個人・国家・社会のあり方を原理的に熟議し、**必要があれば**、憲法改正を政党等に働きかける。

改憲論議：具体的な憲法改正を実現するため、**憲法改正手続を発動させるための政治論議**→実際に憲法改正の提案ができるのは両院で「3分の2」議席を獲得している政権与党

(3)憲法改正の提案の仕方：現行憲法の〇〇条に、〇〇という問題があり、結果として、政府が〇〇をできないのは問題（不便）なので、〇〇という内容の条文に変更すれば、〇〇という効果の発生が期待できる。
→主権者国民と野党の役割・責任：「3分の2」を獲得する可能性のある政治勢力の改憲提案を冷静かつ厳しく吟味すること

(4)改憲派が改憲条文に対して護憲的である保証はない

- ①改憲条文は政治的妥協→改憲派の思惑を100%実現しない可能性
- ②憲法53条問題：臨時国会の召集期限

Cf. 2012年自民党改憲草案53条

内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときは、**要求があった日から20日以内に臨時国会が召集されなければならない。**

(5) 「通常政治＝法律改正」と「憲法政治＝憲法改正」の区別

① 法律改正で対応できるものは法律改正で行うべき

→ 両院の過半数で制定・改正・廃止が可能

Cf. 各種の緊急事態に対する法的対応

② 永続性のある基本政策を二者择一で問うことの危険性

Cf. イギリスの EU 罷免レファレンダム(2016年)

(6) 今、必要な「憲法論議」と立法改革

① 多元的民意を可能な限り公正に国政に反映させる選挙制度の模索

② 政府・与党の無答責性に対する法的・政治的歯止めの整備

③ 新自由主義的改革の「成果」を抑制する抜本的制度改革

→ 憲法の社会権規定の立法による具体化

AN ECONOMY FOR THE 1%

How privilege and power in the economy drive extreme
inequality and how this can be stopped

Oxfamがダボス会議に向けて公表した2016年度版の報告書

- ①世界の資産保有額の上位62人の総資産は、下位50%（36億人）の人々の総資産に匹敵
- ②2015年に世界人口の貧しい半分の総資産額は2010年と比較して1兆ドル、41%減少
- ③世界の資産保有額上位62人の資産は2010年から5年で44%増加し、1.76兆ドルに達した

III 9条擁護の理由

(1) 9条の存在意義

①自由の下支え（樋口陽一）

「戦前の日本では、軍事という価値が……基本的に日本社会の最高の価値を占めていたはずです。……9条の存在は、そういう社会の価値体系を逆転させたということに、大きな意味があったのです」（樋口陽一『個人と国家』集英社新書・2000年）

②軍事組織（在日米軍 + 自衛隊）の存在を前提にした統制規範

*在日米軍を勘定に入れれば、戦後日本が非軍事であったことはない

Cf. 「三たび平和について」（1950年）の緊張感（丸山眞男の回顧）

(2) 9条改憲論議の「所与」としての日米安保体制

① 日米「同盟」の本質

Cf. 室山義正『日米安保体制(上)』有斐閣・1992年

日本を西側陣営に固く結び付け、対ソ前進攻撃・補給基地として使用する権利を確保する一方、日本防衛コミットメントを避け、財政負担を軽減していくという米国の基本戦略にとって都合の悪い3つのシナリオ

- ・日本が自由主義陣営から離脱して中立化し「非武装」路線をとること
- ・外交的独立性を保持しつつ「自主防衛」路線をとること
- ・日米安保体制の下で防衛を全面的に米国に依存する路線をとること

② 日米「同盟」の「不愉快な現実」

Cf. チャルマーズ・ジョンソン『アメリカ帝国への報復』集英社・2000年

日本はアメリカ帝国の「衛星国」、沖縄は「アジア最後の植民地」

(3) 戦後憲法政治における「自衛隊違憲論」の意義

Cf. 橋口陽一「戦争放棄」同編『講座憲法学 2・主権と国際社会』
日本評論社・1994年

「戦後憲法学は、『非現実的』という非難に耐えながら、その解釈論を維持してきた。……その際、過少に見てならないのは、そういう『非現実的』な解釈論があり、また、それと同じ見地に立つ政治的・社会的勢力……があったからこそ、その抑止力の効果を含めて、現在かくあるような『現実』が形成されてきたのだ、という事実である」

(4) 2014年「7・1閣議決定」前の政府見解を評価する視点

→ 9条のテキストを変更すれば失われる戦後民主主義の遺産

- ① 従来の政府見解は、日本国憲法の平和主義の画期性（特に9条2項の「戦力不保持」）を認めるからこそ、個別的自衛権行使を合憲とし、集団的自衛権行使を違憲としていたこと
- ② 政府見解は、明文改憲を実現できなかった政府が、冷戦という厳しい国際環境の下で、国民の平和意識・憲法感覚の一定の定着と平和運動の高揚と対峙しつつ、具体的な要請に即して作り上げてきたもの
- ③ 政府見解の骨格は、55年体制下の国会で3分の1程度の議席を確保していた「護憲派」の野党議員による精緻で執拗な質問への答弁を通じて形成されたものであること

(5) 戦後憲法政治における「自衛隊違憲論」の効用

① 1960年安保闘争の際、岸信介首相の自衛隊出動要請を赤城宗徳防衛庁長官が拒否

cf. 内田健三『戦後日本の保守政治』岩波新書・1969年

* 韓国・光州事件(1980年)、中国・天安門事件(1989年)

現在のミャンマー→市民と軍隊の衝突

② ベトナム戦争における韓国軍

米国に次ぐ32万人を派遣。死者5000人、負傷者1万人

IV 9条改憲の国際的市民社会への影響

* 9条廃棄 = アジア太平洋戦争の加害者責任・被害者責任からの解放

→ 国際的な核兵器廃絶運動の理念の動搖と深刻な冷水効果